

前橋市社会福祉審議会 第9回高齢者福祉専門分科会

書面協議等回答票

委員(又はオブザーバー): \_\_\_\_\_ 様

【報告事項】

(1) 前橋市への答申書について【資料 1】

本分科会が前橋市から諮問を受けた「次期まえばしスマイルプランの策定」について、第 8 回分科会で承認を受けた内容に基づき、「まえばしスマイルプラン(老人福祉計画・介護保険事業計画)の見直しについて」と題し、前橋市へ答申するものです。

本来であれば分科会開催前に答申式を行う予定でしたが、書面開催となったため形式的な答申書のやり取りも中止し、令和 3 年 2 月 15 日付で答申しました。その答申書の写しを送付します。

(2) パブリックコメントの実施結果について【資料 2】

第 8 回分科会で承認を受けた「第8期まえばしスマイルプランの素案(概要版)」について、令和 2 年 12 月 15 日から令和 3 年 1 月 14 日まで実施しました。パブリックコメントの内容とその対応については資料のとおりです。

・上記(1)(2)について、意見等がございましたら下記にご記入ください。

議事番号	意見等

(裏面へ続く)

**【協議事項】**

**(3) 第8期まえばしスマイルプランの原案について【資料 3】**

第8期まえばしスマイルプランの素案を元に、答申書(資料 1)、パブリックコメントの結果等の内容を踏まえて作成しました。

①原案について、承認しますか。

<input type="checkbox"/> <b>承認</b> <input type="checkbox"/> <b>不承認</b> ※どちらかにレ点を付けてください。
--

・ご意見や不承認の理由をご記入ください。

頁番号	意見または不承認の理由

②事務局が分科会長と調整し、意見を計画へ反映させるかを判断することに同意しますか。

<input type="checkbox"/> <b>同意</b> <input type="checkbox"/> <b>不同意</b> ※どちらかにレ点を付けてください。
--

(ご意見または不同意の理由)

--

※前橋市社会福祉審議会条例第 6 条第 7 項が準用する同法第 5 条第 3 項の規定を参考に、議事は委員の過半数をもって決することとします。

以上となります。ありがとうございました。